

24 105
610

2012年 月 日

南砺市

市長 田中 幹夫 殿

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める要請書

平素はご高配にあずかり、厚く御礼申し上げます。私ども国土交通省北陸地方整備局の職員は、国民の安全と安心を守る立場から、昨年発生した「東日本大震災」においても支援体制をとって、東北地方を中心とする災害の復旧と復興に全力で取り組んできたところです。

また、先の震災のような広域災害においては、組織の広域性、保有設備の規模、災害時の経験、高度な技術力及び専門性など、その能力を発揮することが求められているところですが、昨今の大規模災害においても地域の期待に応えられていると自負しているところです。

その一方で、政府においては、私どもの組織に対し、大変厳しい評価が行われています。本年の通常国会で審議が予定されていた「出先機関事務移譲法案」については、ついに閣議決定されることもなく「見送り」となっています。全国市長会のほか、全国町村会、地域を守る会など、自治体首長の皆様の大きな声が、政府方針を許さなかったと考えております。あらためまして感謝いたします。しかし、一昨年に「アクションプラン」が閣議決定されており、決して政府が方針転換を図ったわけではなく、息の長い取り組みが必要です。

地域主権戦略会議などは、出先機関廃止の議論について「地方の意見を十分に聴く」とコメントしていますが、基礎自治体との議論は皆無に等しく、現在の議論は拙速極まりないと言えます。基礎自治体の意見を十分に聞く場が各県で必要ですし、広域連合に対する議論も県知事を中心に行うだけではなく、基礎自治体の意見を取り入れて方針を決定すべきと考えます。真に住民のための行政機構の見直しを行うのであれば、住民に寄り添い、住民の声が届く基礎自治体が主導で行うべきであり、財源の確保を含めた地方自治のあり方を検討することが先決であると考えています。

東日本大震災をはじめ、頻発する集中豪雨や土砂災害による被害が各地で際だっています。その際、被災者の救出や災害復旧のため、重機をはじめとする建設機械や資機材のほか、これら进行操作し作業する建設労働者が真っ先に必要です。しかし、地域の建設業は公共事業予算の削減とともに疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態となっています。加えて、慢性的な経済危機と言える地方部にとって建設業は基幹産業のひとつであることから、建設業が雇用対策ともなっている実態があり、必要かつ不可欠な存在でもあります。

こうした実態から、地方部における建設業の必要性は都市部に比べて高く、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして地元建設業の育成及び維持を行うことは極めて重要であり、国をはじめ、行政が果たす役割が問われています。私たちは国に「公契約法」の制定を求めながら、各自治体において「公契約条例」の制定をお願いしています。こうした取り組みに対してもご理解をいただきたいと存じます。

「アクションプラン」では、地方整備局等の移管に際しては「関係市町村長の意見を聴く」ことが明記されています。私どもが主張する「地方移譲反対」についてご理解をいただき、国および県に対して、維持管理体制と予算の確保と合わせ、直轄事業の継続を働きかけていただきたいと存じます。

大震災以降、国民の防災意識に大きな変化が見受けられます。これらの期待に応えるため直轄事業、公共工事と地域の安全・安心は切り離して考えるべきではなく、一体不可分で進めていくべきであると考えています。政府が進める「地方切り捨ての地域主権改革」ではなく、真に地域住民が安心して暮らし、活力ある地域活動が行えるような「改革」を進めるため、貴職におかれても、地元建設業者の受注機会拡大、建設労働者の処遇確保のほか、各機関への働きかけなど、格段のご尽力を賜りたく要請するものです。

国土交通省管理職ユニオン

北陸支部 支部長 土肥 和広



国土交通労働組合 北陸建設支部西部地区協議会

議長 埜口 修



総務課

地域格差拡大の 私たちは地方整備局廃止・地方移譲に反対です！

国土交通労働組合北陸建設支部
国土交通省管理職ユニオン北陸支部
連絡先：025-283-5633

■反対する理由は・・・

- 防災・国土保全し、国民の安全・安心を守るとは国の責務。
- 地震、水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守るとは国の基本的責務。地方整備局はその役割を担っている。
- 公共事業は、全国民に対し平等に保障される憲法25条で規定された社会福祉の向上・増進のために行われるもの。

■東日本大震災で整備局が重要な役割を果たしました

- 発災直後から地方整備局、県、市町村が一体となって迅速かつ懸命な救援活動やインフラを復旧しました。
- 地方整備局と河川・国道事務所などが現地の建設業者と連携し、不眠不休の作業で寸断された道路15ルートを4日間で復旧。これにより被災地への物的・人的輸送が可能になりました。
- 自衛隊や救急隊が被災地へ入れたのも、流通経路の確保（復旧）がなされたためです。
- 地域に根ざした高い機動力、実行力を有する国の出先機関の役割が改めて認識されました。復旧には、全国の整備局職員延べ2万人が派遣されました。

■整備局だから、対応出来た

- 地方整備局が平時において河川、道路の管理に当たり、都道府県を越えて全国的に災害対応のノウハウを蓄積する体制をとっていることが、災害時における機動的、集中的な対応を可能にしました。
- 国の出先機関として、同じ法律や基準での災害対策、災害対応機器を常備。全国一律で迅速な復旧活動ができたのは、ノウハウと日頃より訓練を積み重ねてきたためです。



全国の地方整備局から TEC-FORCEを派遣

※TEC-FORCEとは、大規模災害において地方自治体に対し資機材に加え人的・技術的等の支援するため、国土交通省内に設置された「緊急災害対策派遣隊」のことです。派遣隊は国土交通省職員で構成されます。このほかに「リエゾン（災害対策現地情報連絡員）」も支援をしています。

【東日本大震災】

道路のがれき処理、排水ポンプ作業状況



写真1(被災状況)



▲大船渡市方面を撮影

(3月12日撮影)

写真2(復旧状況)



▲大船渡市方面を撮影

2車線交通確保(3月12日)

写真出展：東北・北陸地整HP

■二重行政という批判は的外れ

●地域主権戦略会議及びアクションプラン推進委員会で、出先機関廃止・地方移譲の論拠として「二重行政だからムダ」という主張が行われています

それは的外れです。



➡ 道路法、河川法に則って、重要度により役割分担が定められています。

■政府案は「屋上屋」を架す [二重行政を批判しながら、四重行政化へ (国・広域連合・県・基礎自治体)]

●政府は、6月に「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係わる特例制度」法案の国会提出を検討→世論の反対により未だ行われていない。

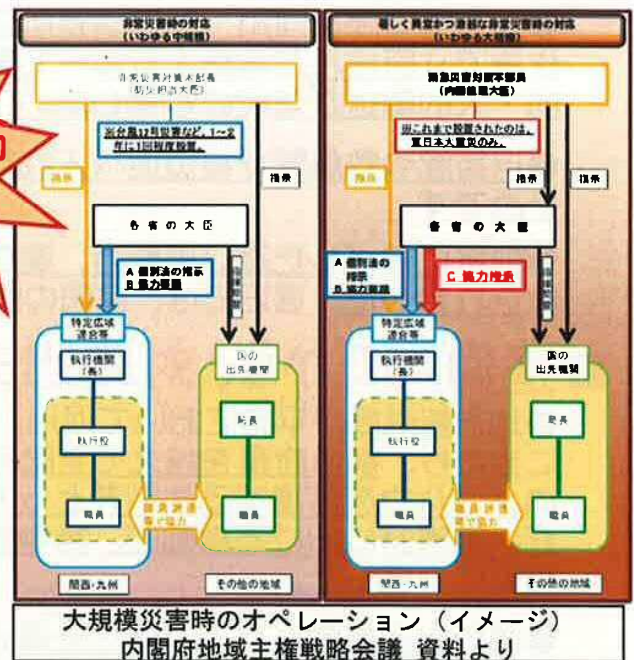
内容

●国の出先機関の受け皿組織は、原則として各出先機関管轄区域の自治体で組織する「特定広域連合」としています。

※しかし、政府案では条件を満たす「特定広域連合」は存在していません。関西は奈良県が広域連合に参加しておらず、九州は広域連合の設置を予定していません。

指揮命令
混乱

●「大規模災害時のオペレーション(イメージ)」は、「地方移譲は国の責任放棄となる」という批判に対して、「大規模災害時は国に指揮権を渡すから良いではないか」という無茶ぶり。適切な判断や指揮は、日頃から現状を把握しているからできるものです。



■地方から「整備局廃止」に異論続出

●2011年12月に「地方を守る会」が発足。現在500名以上の市町村長が参加しています。

●地方を守る会は、3月3日ならびに8月6日に、国会に対し「国の出先機関廃止は、国民の安全安心をまもる国の体制を弱体化させるものであり、拙速に国の出先機関廃止を進めないことを求める」要望書・意見書を提出。

●全国市長会は3月26日に政府に対し「国の出先機関改革についての意見」を提出しました。「出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安心・安全に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえること」など慎重な対応を求めました。



地方を守る会総会(3月3日)
代表世話人: 國定三条市長
代表幹事: 立谷相馬市長

出先機関 移譲法案 臨時国会に提出

出先機関移譲法案(国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案)が、29日に開会した臨時国会に提出された。法案は、与野党とも迅速な議論に反対する意見が強く、事前審査を打ち切り6月の通常国会提出が見送られた経緯がある。全国市長会など基礎自治体首長からの反発も強い中で、法案提出に、国会審議での紛糾は必至だ。

法案は、国土交通省地方整備局など3つの出先機関の事務や権限、予算を地方の広域連合など2つ以上の都道府県で構成する組織に移譲する。国から認定を受けた広域連合は、毎年度関係自治体の意見を聞いた上で、国の同意を受ける。国は許可可や承認など

必要ない関係は認められる一方、災害時広域連合に協力を要請する形をとることになる。これまでに、関西広域連合と九州地方知事会が地方整備局や経済産業局、地方環境事務所の移譲を求めている。法案に対しては、自民党が反対決議を6月にまとめ、徹底抗戦の構えを見せているほか、民主党内にも議論の加速を懸念する意見がある。

自民党は、命令系統の不徹底や整備の順序に一貫性がなくなることを懸念し、民主党で反対する議員も大規模災害で国が指揮できる権限を持つべきと主張している。

また、全国市長会での議論

でも、基礎自治体の意見が反映されていない点や、災害時の対応などを懸念する形で法案成立に反対している。与野党内でも、こつした声を重くみて反対姿勢を示す議員が多く、臨時国会での審議も不透明さを増している。

地域主権 具体策見送り

推進大綱 出先機関廃止は明記

地域主権改革の今後 2、3年の取り組み方針を示す政府の推進大綱の案が1日、明らかになった。国の出先機関の原則廃止については関連法案の国会提出と早期実現を明記し

地域主権推進大綱案の骨子

- 地域主権改革は着実に成果を上げており、息長く積極的に進める
- 国の出先機関の原則廃止は、市町村の理解を得ながら関連法案を国会に提出。できる限り早期の移譲を目指す
- 政令指定都市以外の市町村への一括交付金導入は課題があり、地方の意見を聞いて検討
- 道州制は、地域の自主的判斷を尊重しながら検討も射程に入れる
- 国が法令で自治体の仕事を縛る「義務付け・枠付け」の新設は必要最小限とし、総務省が厳格にチェック

たが、「ひも付き補助金の改善した一括交付金の拡充や、地方財政の充実など各論は検討課題の列挙にとどめ、具体策の提示は見送った。地方側の意見も聞いた上で月内に閣議決定したい考えだが「意欲的な内容に」と求めていた地方側からは不満が出そうだ。案案は、公営住宅の入居基準などを自治体の実情に応じて条例で変えられるようにした地域主権改革一括法の成立などを挙げ「改革は着実に成果を上げており、息長く積極的に進める」と強調。その上で、出先機関を原則廃止して地方への移譲を可能にする法案を、市町村の理解を得ながら国会に提出し「人員の移管、財源の手当てを準備し、でき

る限り早期の移譲を目指す」とした。都道府県と政令指定都市に導入した一括交付金の一般市町村への拡大は、必要な地域に的確に配分できるかどうかの課題に言及。地方税や地方交付税の充実、国の公共事業の一部経費を地方が払う直轄事業負担金の完全廃止も、具体策や検討日程に触れなかった。

市町村の意見「最大限尊重」

府

出先機関改革法案の修正案 政

政府が今臨時国会提出を自任している、国の出先機関を複数の都道府県でつくる「特定広域連合」へ移管する特例法案の修正案概要が、明らかにされた。新たに災害対応などの業務を担う広域連合

に対し、関係市町村の意見を最大限尊重すること義務付ける規定を盛り込んだ。

環境事務所の3機関を広域連合へ移管することが柱。政府は6月に法案をまとめたが、全国市長会などが東日本大震災のよる大規模災害を念頭に「寄り合い所帯の広域連合で迅速な対応ができるのか」と強い懸念を表明。民主党の了承も得られず、閣議決定が先送りされている。

このため、政府は市長会などに配慮し、広域連合の責務について「市町村の意見を聴く」としていた原案の規定を「意見を最大限反映させる」と修正。広域連合が災害時の人員派遣や資材調達などを実施する際に、市町村の意向を踏まえなければならない仕組みに改めた。